

金融審議会「成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ」（第1回）
（2026年9月16日）への意見書

神戸大学経済経営研究所教授 家森信善

本日は、校務のため途中で退席いたしますことをお許しください。

日本企業の大規模な事業再構築・再編を支えるため、資金供給主体の多様化を図ることは必要であり、シンジケートローンへの参加に係る貸金業法上の規制を緩和する方向に賛成です。今回ご提案いただいているような「プロ向け」の市場では、参加者の自己規律や契約による対応を活用し、規制を必要な範囲に絞ることが適切だと思います。

その際、借り手の保護と監督の実効性を確保するため、貸金業法の枠組みを維持しつつ、登録に係る人的要件や財産的要件、更新制度等を実態に即して緩和するという事務局の方向性は、妥当だと考えます。

外国で銀行免許を受け、母国の監督に服している主体については、その監督の内容も踏まえながら、参加を促すための緩和を進めやすいと思います。

一方、銀行以外の主体については、資金供給の多様化という意義を理解しつつ、事務局案では債権譲受人に対する規制も柔構造化の対象とされていますので、当初の参加者と債権譲受人について、どのような適格性の確認や要件が必要かを検討しておくべきだと思います。この点で、国際銀行協会の資料の3ページでは、拠点のない貸し手の背後にいる「実質的支配者」の素性を確認することが重要だと指摘されています。途中退席のため、直接ご回答を伺えず恐縮ですが、国際銀行協会におかれては具体的にどのようなリスクを想定されているのかについて、お考えがあればご教示いただきたいです。

また、借り手が「プロ」であっても、経営難に陥ることはあります。事業再生ADRなど、対象債権者全員の同意を必要とする手続もありますので、拠点を持たない外国の貸し手やセカンダリー市場での債権譲受人が加わることで、返済猶予や債務再編の調整にどのような影響があるのかを確認しておく必要があると思います。

あわせて、事務局資料②では「貸出先が大企業等であって」とされていますが、この「大企業等」をどのような指標で線引きするのかは、制度の射程を決める重要な論点だと思います。

最後に、事務局資料①の6ページに示されているとおり、多重債務の状況や貸金業者の法令遵守の状況は、2006年の法改正前後と比べて明らかに改善しています。これは規制や関係者の取組の成果であると受け止めています。消費者向け規制全般の見直しは今回の主な検討対象とは異なると理解しておりますが、こうした成果を維持しつつ、足元の動向も注視しながら、デジタル化などの環境変化を踏まえ、消費者保護と効率的な業務運営を両立できるよう、規制の在り方を継続的に点検していくことも重要だと考えます。